

区分		午前	午後	夜間	午前～午後	全日
		8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～17:00	8:00～22:00
市民	小会議室	1,570	1,570	3,140	2,820	4,710
	中会議室	3,140	3,140	6,390	5,760	9,530
	イベントホール	9,530	9,530	13,400	17,280	24,930
	全館	12,780	12,780	17,910	23,040	33,310
市民以外	小会議室	2,610	2,610	5,230	4,710	7,850
	中会議室	5,230	5,230	10,580	9,530	15,810
	イベントホール	15,810	15,810	22,200	28,600	41,270
	全館	21,160	21,160	29,640	38,130	55,100

## 暖房費

区分	単位	金額
小会議室	1回 午前・午後・夜間を単位とする	520
中会議室		1,570
イベントホール		4,710

※松本市の条例により利用料が定められています。

- ・市民とは、松本市内に住所を有する者
- ・団体で使用するときは半数以上が市民で構成されていること
- ・飲食を伴うときの金額は、区分の 100 分の 130 に相当する金額とする  
この場合、端数が出たときは 10 円未満切捨とする